

2017年と2018年に相次いで発生した豪雨は、**尊い生命や、かけがえのない日々の暮らし**までも、一瞬にして奪い去ってしまいました。言い尽くすことのできない悲しみの中で、“一人一人の生命の尊さ”や“人権の大切さ”を、改めて考えさせられました。

かけがえのない  
いのち  
生命のこと、

“他人のこと”じゃなく、“自分のこと”として、**人権について考えてみましょう**

## 人として 生きる…

第12回『朝倉市人権作品コンクール』  
～詩部門【中学生の部】最優秀賞作品～

人は人と笑いあい 人は人と助けあい  
人は人とつながりあい 人は人と思ひあう  
人だからこそできること

いっしょに笑う人になり 助けあえる人になる  
つながりを大切にする人になり 思いやりがある人になる  
人だからこそできること

幸せは喜びあい 苦しみは助けあい  
生きていくのが人である

人であることに誇りを持ち  
人であることに感謝して  
一日一日を大切に  
人として真っすぐに生きていきたい  
人として真剣に生きていきたい

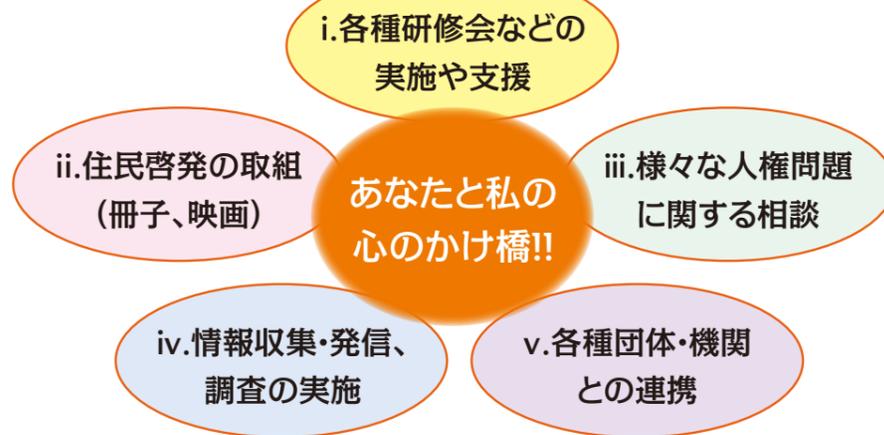


◆ 朝倉地区人権啓発情報センターは、2015 (H27) 年4月に**差別のないまちづくりをめざすため**、東峰村・筑前町・朝倉市、3市町村の拠点施設として設立されました。

◆ センターでは、各種研修会などの実施や支援の他に、様々な事業に取り組んでいます。



“人権”に関わるご相談をお受けしています。



## 《朝倉地区人権啓発情報センター》



〒838-1302  
福岡県朝倉市宮野1997番地(朝倉地域生涯学習センター 2F)  
TEL 0946-52-1182(平日 8:30~17:15)  
FAX 0946-52-1162  
■ Eメール jinken-center@city.asakura.lg.jp  
■ ホームページ <http://www.city.asakura.lg.jp/jinken>

し  
知っていますか…?

## 人権に関する 三つの法律

しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
**障害者差別解消法**  
2016(平成28)年4月1日施行

たいさくほう  
**ヘイトスピーチ対策法**  
2016(平成28)年6月3日施行

ぶらくさべつかいしょうすいしんほう  
**部落差別解消推進法**  
2016(平成28)年12月16日施行

この三つの法律は、みんなの『人権』が大切にされることを願ってつくられたものです。私たち一人一人がこの法律を正しく理解し、ともに行動することで、

“お互いが尊重される社会を築いていきましょう!!”



みんなのえがおは、  
“しあわせ”の…  
バロメーター ♪

ひとり ひとり  
一人一人みんなが、  
かがや いのち しゅじんこう  
**輝く生命の主人公 !!**